

八幡浜市広告事業実施要綱

〔平成25年10月21日〕
要綱第17号

改正 平成29年 6月30日要綱第29号
令和 元年 7月 1日要綱第 7号

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財政収入を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

- (1) 市の広報印刷物その他市が発行する印刷物
- (2) 市のホームページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用できる資産で市長が適当と認めるもの

(広告の掲載制限)

第3条 市長は、次のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題について主義主張を行うもの
- (6) あたかも市が推奨しているかのような誤解を市民に与えるもの
- (7) たばこ
- (8) ギャンブルにかかるもの
- (9) 個人の名刺広告
- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (11) 美観風致を害するおそれのあるもの
- (12) 前各号に定めるもののほか、市長が広告として不適当と認めるもの

(広告の掲載基準)

第4条 広告媒体に掲載できる広告に関する掲載基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告媒体の種類は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、広告掲載位置及び広告掲載料は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法及び選定方法は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告主の責任等)

第8条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(審査機関)

第9条 広告媒体に掲載する広告の適否を審査するため、広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会の委員は、6人以内とし、次に掲げる者により構成する。

(1) 副市長

(2) 総務企画部長

(3) 審査案件の所管部長

(4) 政策推進課長

(5) 財政課長

(6) その他委員長が必要と認めた者

3 審査会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第10条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、新たな広告事業を始めようとするとき、又は広告内容、広告掲載等に関し疑義が生じた場合において委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

2 会議は、委員長がその議長となる。

- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、特に必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務企画部政策推進課において処理する。

(その他)

第12条 広告事業は、この要綱に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の関係法令等の定めるところに従い、適正に行われなければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月21日から施行する。

附 則（平成29年6月30日要綱第29号）

この要綱は、八幡浜市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成29年条例第19号）の施行の日から施行する。

〔八幡浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成29年規則第28号）により、平成29年7月1日施行〕

附 則（令和元年7月1日要綱第7号）

この要綱は、公布の日から施行する。